

【定款様式例】（法第10条第1項第1号関係）

- 定款は、法人の基本的な運営ルールを定めた文書です。
- 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に規定されている定款に記載しなければならない事項（以下「必要的記載事項」という。）は下表のとおりです。
定款の定め方は、法人の目的や規模等によって異なりますが、必要的記載事項が欠如している場合などは、法人の設立が不認証になることもあります。
- 定款に記載する事項は、法第11条に規定されている「必要的記載事項」と、記載するかしないかを設立者に委ねている「任意的記載事項」とがあり、各条の末尾に、必要的記載事項については【必要】と、任意的記載事項については【任意】と示しています。
- この定款例では、民法や法に定められた法人の運営ルールについても規定しています。実際には、その法人の目的、規模等の特殊性に応じて必要な取捨選択を行い、自分たちで運営しやすい定款にすることが重要です。

	定款に記載しなければならない事項	根 拠
①	目的	法第11条第1項第1号
②	名称	法第11条第1項第2号
③	その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類	法第11条第1項第3号
④	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	法第11条第1項第4号
⑤	社員の資格の得喪に関する事項	法第11条第1項第5号
⑥	役員に関する事項 ・設立当初の役員 ・役員任期	法第11条第1項第6号 法第11条第2項 法第24条第1項
⑦	会議に関する事項 ・社員総会の招集	法第11条第1項第7号 法第14条の4
⑧	資産に関する事項	法第11条第1項第8号
⑨	会計に関する事項	法第11条第1項第9号
⑩	事業年度	法第11条第1項第10号
⑪	その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項	法第11条第1項第11号
⑫	解散に関する事項	法第11条第1項第12号
⑬	定款の変更に関する事項 ・定款の変更に係る社員総会の議決	法第11条第1項第13号 法第25条第1項
⑭	公告の方法	法第11条第1項第14号

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

【必要】

(説明)

- 1 国や地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称を付けることはできません。
 - 2 他の法令等により使用を制限されている次のような名称は用いることができません。
 - (1) 「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字（社会福祉法第23条）
 - (2) 「共同募金会」又はこれに紛らわしい文字（社会福祉法第113条第4項）
 - (3) 「銀行」であることを示す文字（銀行法第6条）
 - (4) 「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「中等教育学校」「特別支援学校」「大学」「高等専門学校」「大学院」の名称（学校教育法第135条）
 - (5) 「消費生活協同組合」「消費生活協同組合連合会」又はこれらと紛らわしい文字（消費生活協同組合法第3条第2項）
- ※ このほかにも、他の法令等により使用できない名称がありますので注意してください。
- 3 登記できない文字（「」など）を使用する場合は、登記上の名称を併記する必要がありますので、事前に事務所所在地を所管する法務局に確認してください。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、
・ ・ ・ に置く。

【必要】

(説明)

- 1 活動の中心とするところを「主たる事務所」、その他の事務所を「従たる事務所」としてそのすべてを記載してください。
- 2 登記との関係で、町名地番まで記載することが一般的です。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、もって [③] に寄与することを目的とする。

【必要】

(説明)

- 1 ①には受益対象者の範囲を、②には主要な事業を、③には法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や、法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。
- 2 目的は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を図るものでなければなりません。
また、目的は、法人の権利能力の範囲を示すものですから、抽象的に記載して目的が不明確にならないように、活動する範囲を明確にし、具体的に記載する必要があります。

例えば、次のような記載も可能です。

『この法人は、障害者や高齢者が安心して過ごせる地域社会を実現するために、利用する側の視点に立ったグループホームなどの在宅介護事業等による地域福祉サービス活動を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。』

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) ○○○○○○を図る活動
- (2)
- ⋮

【必要】

(説明)

- 1 法第2条の別表に掲げられた活動の種類のうち、該当するものを選択して、法の表現どおりに記載してください。複数の活動に該当する場合は、すべて記載します。
- 2 別表の第19号「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」は、NPO法人を支援する活動という意味であり、「その他の必要な事業」のようにオールマイティな意味を持つものではありません。

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ○○○○○○に関する調査・研究事業
- (2) ○○○○○○に関する広報・啓発事業
- ⋮
- (○) その他目的を達成するために必要な事業

【必要】

(説明)

- 1 定款第3条の「目的」を実現するために実施する「手段」を記載します。
- 2 特定非営利活動に係る事業は、収益・非収益にかかわらず、定款第4条に掲げる活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的として行う事業を記載します。
- 3 記載上の留意点としては、次のことが挙げられます。
 - (1) 各項目の内容が重複しないこと。
 - (2) あまりに詳細な内容や固有名詞を避け、大きな柱でまとめること。
(変更の都度、定款変更には手続が必要になるため)
- 4 将来実施しようと計画している事業は、「その他目的を達成するために必要な事業」として整理し、事業計画等が具体化した時点で、定款を変更することが適当です。
定款の変更は総会の議決事項であり、定款変更申請後、2週間の縦覧期間と、2か月以内の期間を経て認証・不認証が決定しますので、事業開始等に間に合うよう準備する必要があります。

(その他の事業)

第6条 この法人は、前条の事業のほか、次の事業を行う。

- (1) ○○○イベント等の開催事業
- (2) ○○○に関する出版事業

⋮

2 前項に掲げる事業は、前条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、前条に掲げる事業に充てるものとする。

【必要】

(説明)

- 1 その他の事業（収益事業等）を行う場合は、事業内容を具体的に記載する必要があります。
- 2 その他の事業において収益を生じた場合は、すべて特定非営利活動に充てなければなりません。収益事業に際して減価償却あるいは原材料の購入のための必要な資金に充てることは認められます。
- 3 その他の事業を行わない場合は、本条は不要です。

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

【任意】

(説明)

- 1 総会での議決権を有する社員の範囲が明確になるように記載してください。この定款例では、法上の社員は正会員だけです。
- 2 「賛助会員」とは、法人の財源を負担するだけの会員をいい、「名誉会員」とは、法人の運営に功績のあった者で名誉会員という地位を与えられたものです。
- 3 賛助会員と名誉会員に関する規定は、法人にこれらの会員を設けない場合には規定する必要がありません。

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

【必要】

(説明)

- 1 定款第7条において、正会員以外の会員について定めた場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできます（以下、定款第12条まで同じ。）。
- 2 会員の入会について条件を定めることはできますが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けることはできません（法第2条第2項第1号イ）。
条件を付ける場合は、法人の目的に照らして当該資格が必要であることの合理的かつ客観的な理由が必要となります。
- 3 条件を定める場合は、次のように記載します。

(入会)

第8条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) ……
- (2) ……

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【任意】

(説明)

- 1 入会金又は会費の設定がない場合は、記載する必要はありません。
- 2 入会金又は会費がある場合は、その額を定款で明示する方法もありますが、額を変更する度に定款の変更（所轄庁の認証）が必要になりますので、本例のように、総会の議決事項として、設立当初の額のみを定款の附則に記載することもできます。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

【必要】

(説明)

- 1 社員（正会員）の資格の喪失に関して不当な条件を付けてはなりません（法第2条第2項第1号イ）。
- 2 会費を年会費とする法人が、第3号を「継続して1年以上」とする場合、社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないことを明確にするため、「期限を定めて督促しても納入しないとき」等の規定を定めておくことが適当です。
また、「正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき」という規定の仕方もあります。
- 3 除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く必要があります（定款第12条参照）。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

【必要】

(説明)

退会が任意であることを明確にします。任意に退会できない場合などは法に抵触します。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

【任意】

(説明)

1 総会の議決のほか、理事会等の議決とすることもできます。

2 会員の除名のような重要事項は、4分の3以上などの特別多数を要件とすることが適当です。

3 第1項各号に該当するかどうかを客観的に判断することは困難ですので、その手続を慎重に行うため、除名されようとする会員に弁明の機会を与えることが適当です。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

【任意】

(説明)

入会金又は会費の設定がない場合は、それらの文言を削除します。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 〇人以上〇人以内

(2) 監事 〇人以上〇人以内

2 理事のうち、1人を理事長、〇人を副理事長とする。

【必要】

(説明)

1 理事は3人以上、監事は1人以上を置かなければなりません(法第15条)。

- 2 理事及び監事の定数は、記載例のようにある程度幅を持たせることは可能ですが、その幅が大きすぎないようにしてください。
- 3 第2項は、理事長、副理事長以外の名称（代表理事、副代表理事など）を使用することもできます。

（選任等）

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

【任意】

（説明）

- 1 第1項は、総会以外（理事会）で役員を選任することも可能ですが、監事については、理事の業務執行の状況を監査するといった職務を負っており、監査する立場の者を監査される立場の理事や理事会で選任することは、監事の適正な職務執行が期待できないため、総会で選任することが望ましいと考えられます。
- 2 第3項の内容は法第21条に規定されていますので、定款に規定しなくても適用になりますが、定款によって法人の運営ルールを明らかにするためには、記載することが適当です。
法律上は、理事と監事を合わせて6人以上いる場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます。

（職務）

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、（理事長があらかじめ指名した順序によって、）その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - （1） 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - （2） この法人の財産の状況を監査すること。
 - （3） 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - （4） 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - （5） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

【任意】

（説明）

- 1 第1項及び第2項について、理事は、すべて法人の業務について法人を代表するとされており、代表権を制限する場合は定款に記載します（法第16条）。

なお、理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というように記載します。

- 2 代表権の制限に関する定めは登記事項となり、代表権を有する理事について登記しなければなりません。この場合、代表権を有さない理事の登記は不要です。
- 3 第3項について、副理事長が1人の場合には、()内の文言は不要です。
- 4 理事(長)が所有する建物や土地をNPO法人が借りる賃貸借契約等を結ぶような場合は、「利益相反行為」に該当する可能性があります。詳しくはP65を御参照ください。

(任期等)

第17条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【必要】

(説明)

- 1 役員の任期は、2年以内において定款で定める期間とされています(法第24条第1項)。
- 2 第2項について、定款第15条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法第24条第2項の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができます。
- 3 第4項について、役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないので、至急後任者を選任する必要があります。

なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできません。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

【任意】

(説明)

法第22条に規定されていますが、定款によって法人の運営ルールを明らかにするために記載することが適当です。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

【任意】

(説明)

- 1 総会における正会員の議決については、定款第12条の除名の場合と同様に、4分の3以上などの特別多数を要件とすることが適当です。
- 2 総会の議決のほか、理事会等の議決とすることもできます。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

【任意】

(説明)

- 1 報酬を受ける役員の数、総数の3分の1以下でなければなりません(法第2条第1項第1号ロ)。
- 2 第3項は、総会の議決のほか、理事会等の議決とすることもできます。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

【任意】

(説明)

理事でない顧問、相談役、参与等の職を設けることは、法人の任意です。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

【任意】

(説明)

事務局を設ける場合、その組織及び事務分掌、専決及び代決事項、職員の給与その他処遇に関する必要なものは、別に規則、規程等で定めておくことが適当です。

第5章 総会

(種別及び構成)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

【必要】

(説明)

総会は、法人の最高意思決定機関かつ必置の機関ですから、定款をもってこれを置かないとすることはできません。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

【必要】

(説明)

- 1 定款で理事会等に委任したものを除き、すべての業務を総会の決議によって行うこととされています（法第14条の5）。
- 2 法定の総会議決事項である①定款の変更（法第25条）、②解散（法第31条）、③合併（法第34条）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができます。

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

【必要】

(説明)

- 1 通常総会は、少なくとも毎年1回通常総会を開催しなければなりません(法第14条の2)。
- 2 正会員の請求による臨時総会の開催は、総社員(正会員)の5分の1以上からの請求を要しますが、法人の実態に応じて定款をもってこれを増減することができます(法第14条の3第2項)。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日○日前までに通知しなければならない。

【必要】

(説明)

- 1 第2項の招集は、30日以内とする例が多いようです。
- 2 第3項の招集通知は、少なくとも総会の日5日前に行わなければならないとされています(法第14条の4)が、正会員に確実に届くことを考慮する必要があります。
また、通知の方法は、「書面又は電子メール」とすることもできます。
- 3 通知する審議事項については、正会員が事前の調査をして利害の判断をしよう程度の内容であることが必要です。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

【任意】

(説明)

総会の円滑な運営を図るため、あらかじめ議長の権限や総会の運営の方法などを別に定めておく必要があります。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の○分の○以上の出席がなければ開会することができない。

【任意】

(説明)

定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上とされています(法第25条第2項)。法人の意思決定を行うにあたって、少数の正会員で総会を開催することは不自然であり、また、危険性もあるため、少なくとも構成員総数の2分の1以上(過半数)とすることが望まれます。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の〇分の〇以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

【任意】

(説明)

1 総会の議決事項は、定款に定めがない場合はあらかじめ通知された事項に限られます(法第14条の6)。

2 第3項は、総会を開催できない場合のみなし総会に関する規程であり(法14の9)電磁的記録とは、フロッピーディスクやCD-ROM、USBメモリ等、一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものをいいます。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第50条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

【任意】

(説明)

1 総会において、社員たる会員は、定款に別段の定めがない限り、平等の表決権を有します(法第14条の7第1項及び第4項)。

2 書面表決は、各議案ごとに賛否を記載した書面を事前に提出する方法などを指します。

3 代理人には、定款例のように他の正会員に限定することもできますが、正会員以外の者でもよいと規定することも可能です。いずれの場合も、代理権を証する書面(委任状)を提出する必要があります。

4 第2項では、書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とした場合の記載例です(法第14条の7第3項)。電磁的方法とは、例えば、電子メールなどがこれに該当します。

5 代表権を有する理事(この定款では第16条の規定により理事長)が所有する建物や土地をNPO法人が借りる賃貸借契約等を結ぶような場合は、特別な利害関係を有する正会員に該当します。この場合、利益が相反するため、特別代理人の選任が必要となることがあります(法17の4)。申請時の流れや様式例につきましては、P65を御参照ください。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【任意】

(説明)

- 1 議事録は、執行され、あるいは執行されようとする法人の行為の根拠が記録されるものです。したがって、法人の行為の適合、不適合を立証する重要な証拠となるものなので、長期間の保存に耐える方法で作成する必要があります。また、社員総会で代表権のある理事（この定款例では、定款第16条の規程により理事長）の選任を決議した場合、登記手続の関係で登録印の押印が必要となります。
- 2 第1項第2号は、定款第30条第2項で、電磁的方法による表決を可能とした場合の記載例です。
- 3 議事録署名人の選出は、総会の議事を始める前に行う必要があります。
- 4 第3項は、定款第29条第3項で電磁的記録による意思表示を可能とした場合の記載例です（法第14条の9①）。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

【任意】

(説明)

「理事をもって構成する」とは、理事会に出席して意見を表明し、議決に参加することができるのは理事のみであるという意味です。監事や参考人などが理事会の要請に基づいて出席した場合でも、理事会の必要に応じて意見を表明することに過ぎません。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

【任意】

(説明)

総会の権能（第24条）と整合性をとる必要があります。

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

【任意】

(説明)

第2号の招集請求の要件は増減できますが、3分の1以上が通例です。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の〇日前までに通知しなければならない。

【任意】

(説明)

- 1 第2項の招集は、「14日以内」とする例が多いようです。
- 2 理事会の招集通知期限は法律に定められていませんが（総会は法第14条の4により少なくとも5日前とされています。）、通知が確実に本人に届くことを考慮して、余裕を持った日数を設定する必要があります。また、通知の方法は、「書面又は電子メール」とすることもできます。
- 3 通知する審議事項については、理事が事前の調査をして利害の判断をしうる程度の内容であることが必要です。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

【任意】

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

【任意】

(説明)

理事会の定足数について法の規定はありませんが、法人の意思決定を行うにあたって、少数の理事で理事会を開催することは不自然であり、また、危険性もあるため、少なくとも構成員総数の2分の1以上（過半数）とすることが望まれます。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の〇分の〇以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【任意】

(説明)

法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決します（法第17条）。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

【任意】

(説明)

書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできます。記載の方法については、定款第30条を参照してください。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

【任意】

(説明)

理事会の議事録についても、総会の議事録（定款第31条）と同じ取扱いです。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【必要】

(説明)

- 1 法人がその目的を達成するための事業活動を行う場合には、資金が必要であり、また、第三者に対しては資産が債務の引当てとなることから、法人にとって資産の存在は不可欠です。したがって、資産の構成、管理及び運用などの資産に関する規定は、定款に必ず記載しなければなりません。
- 2 資産は、会費が主なものですが、一般的には、その価値を金銭で表示できるすべてのものが法人の資産であり、本条はその内容を明らかにしたものです。したがって、法人として得たすべての収益は資産として構成され、適正に管理運用されなければなりません。

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産とする。

【任意】

(説明)

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条は不要です。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

【必要】

(説明)

- 1 総会の議決のほか、理事会の議決とすることもできます。
- 2 法人の資産は、法人として社会的信用を保持し、事業の健全な遂行を確保するために、適正かつ効率的に運用される必要があります。特に、現金については、銀行、郵便局等に預け入れるなど安全有利な資産運用を図る必要があります。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

【任意】

(説明)

「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則及び継続性の原則をいいます。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

【必要】

(説明)

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条は不要です。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

【任意】

(説明)

平成15年のNPO法改正により、「予算準拠の原則」(法第27条第1号)が削除されているため、現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合は、定款第46条及び第47条についての記載は不要です。

(暫定予算)

第47条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

【任意】

(説明)

予算は、事業年度開始前に定めるのが原則ですが、通常総会を年1回と定め、かつ、通常総会で決算の承認と予算の決定を行う場合は、予算の成立日前に新年度予算の執行ができなくなりますので、法人の運営に支障が生じることを避けるために規定することが適当です。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

【任意】

(説明)

1 議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）と事業年度末日現在の社員のうち10人以上の者の名簿を添えて、当該事業年度終了後3か月以内に所轄庁に提出しなければなりません（法第29条、条例第5条）。

2 事業報告書等の決算に関する書類は、法人の資産状態を会員に知らせ、資産の乱用を防止し、かつ、事務執行者たる理事個人の財産と法人の財産の混同を防止しようとするものですから、総会の議決事項とすることが適当です。

なお、定款第33条第2号の規定により、監事の監査、総会の議決前に、事業報告書等について理事会の議決を経る必要があります。

3 特定非営利活動法人は、剰余金を構成員に分配することはできません。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

【必要】

(説明)

事業年度の開始日や終了日については、特に法定されていないので自由に決めることができますが、法人の事業の実態に応じて定める必要があります。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

【必要】

(説明)

- 1 定款の変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となります(法第25条第2項)。特別の定めをする場合でも、少数の正会員の意思によって変更できるとすることは適当ではありません。
- 2 所轄庁の認証を必要としない定款の変更(本条第1号から第7号に規定する事項)をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければなりません(法第25条第6項)。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の〇分の〇以上の賛成を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

【必要】

(説明)

- 1 第1項各号の解散事由は、法第31条第1項に規定されているものですが、定款で解散事由を追加することもできます。
- 2 任意解散についても、総会の専権事項であり、他の機関が代わって議決することはできません。
- 3 解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の賛成が必要となります(法第31条の2)。特別の定めをする場合でも、少数の正会員の意思によって解散できるとすることは適当ではありません。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、〇〇〇〇に譲渡するものとする。

【任意】

(説明)

- 1 残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合は、帰属先が客観的に確定できることが必要になるため、次に掲げる者のうちから、具体的な名称を記載します（法第11条第3項）。
 - (1) 他の特定非営利活動法人
 - (2) 国又は地方公共団体
 - (3) 公益社団法人又は公益財団法人
 - (4) 私立学校法第3条に規定する学校法人
 - (5) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
 - (6) 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人
- 2 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法第32条第2項）。また、これによっても処分されない財産は、国庫に帰属することになります（法第32条第3項）。
- 3 設立認証申請時に、適切な帰属先を決定できない場合は、次のように規定し、解散時の総会で具体的な帰属先を決めることも可能です。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

【任意】

(説明)

- 1 合併についても、解散と同様に総会の専権事項であり、他の機関が代わって議決することはできません。
- 2 特別多数要件は、定款で別に定めない場合は、正会員総数の4分の3以上となります（法第34条）が、特別の定めをする場合でも、解散と同様に、少数の会員の意思によって合併できるとすることは適当ではありません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、〇〇新聞及び官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇〇に掲載して行う。

【必要】

(説明)

- 1 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられます。

- 2 官報以外の公告方法を選択した場合であっても、次の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。
- ① 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第31条の10第4項）
 - ② 清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の広告（法第31条の12第4項）
- 3 平成28年のNPO法改正により、NPO法人は毎事業年度、次の①～④のうち定款で定める方法により貸借対照表を公告することが義務づけられています。
- ① 官報に掲載する方法
 - ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - ③ 電子公告（法人のホームページ等）
 - ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法
- ※詳しくはP59「貸借対照表の公告」を御覧ください。

第10章 雑則

(委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

【任意】

(説明)

本条は、この定款の施行について必要な事項すなわち法人の運営について、この定款に定めのある事項及び理事会が総会に付議すると決定した事項を除き、企画、立案者が理事長であることを明らかにしたものです。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第46条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

正会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円□
賛助会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円
 - (2) 年会費

正会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円□
賛助会員	個人	1口	〇〇〇円	(1口以上)
	団体	1口	〇, 〇〇〇円	(1口以上)

【必要】

(説明)

- 1 設立当初の役員を定めておかないと、法人設立後に総会を招集する者がいなくなり、法人運営に支障をきたすことになるため、附則で規定します。
- 2 設立当初の役員の任期については、成立の日から2年を超えてはなりません（法第24条第1項）。総会の開催時期を考慮に入れて、任期末日を事業年度末日の2～3か月後に設定することが適当です。
例えば、5月に総会を開催する団体が、「5月31日まで」と規定した場合、総会で議決する新しい役員の任期は、「6月1日から」となります。
- 3 第4項の規定がないと、設立総会で決定された初年度の事業計画及び予算を法人の成立後に再度総会で議決する必要性が生じます。
- 4 法人の設立の認証は事業年度の途中で行われる場合が多いことから、設立当初の事業年度を明確にするため第5項の規定が必要になります。
- 5 第6項の規定がないと、設立総会で決定された入会金及び会費を法人の成立後に再度総会で議決する必要性が生じます。

【記載例】

様式第1号（第2条関係）

設立認証申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏名 ○ ○ ○ ○

平日の昼間に連絡がとれる番号
(携帯電話可)を

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

定款の記載と完全に一致させる

09

- 1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
- 2 代表者の氏名 ○ ○ ○ ○
- 3 主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
- 4 その他の事務所の所在地 宮崎県〇〇市大字〇〇 ○番地〇
- 5 定款に記載された目的

町名・地番まで記載する

この法人は、〇〇〇〇に対して、〇〇〇〇に関する事業を行い、もって〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

定款の記載と完全に一致させる

(備考) 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

【様式例】（法第10条第1項第2号イ関係）

※すべての役員について、記載する

役員名簿

理事、監事の区分や理事長、副理事長の区分が分かるように記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	〇 〇 〇 〇	宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	有
副理事長	〇 〇 〇 〇	宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地	無
理事	〇 〇 〇 〇	鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番地	無
理事	〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・	無
理事	〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・	無
監事	〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・	無

ふりがなを記載する

氏名及び住所又は居所は、住民票の表記どおり正確に記載する

役員が事務局職員を兼務して給与を受ける場合や実費弁償程度の旅費等を受ける場合は役員報酬には該当しない。

【様式例】（法第10条第1項第2号ロ関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

原本は申請者が保管するので、原本をコピーして写しを提出する

特定非営利活動法人〇〇〇〇 殿

就任承諾書及び誓約書

住民票の表記どおりに記載

住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
氏 名 〇 〇 〇 〇

監事の場合は「監事」と記載

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

参考

【特定非営利活動促進法第20条の規定】

次の各号にいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- (4) 暴力団の構成員等
- (5) 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【特定非営利活動促進法施行規則第2条の2】

法第20条第6号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【法第21条の規定】

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

【様式例】（法第10条第1項第3号関係）

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

正会員（個人）

氏名	住所又は居所
〇 〇 〇 〇	宮崎県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇番〇号
〇 〇 〇 〇	宮崎県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地
〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・
〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・
〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・
〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・
〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・

正会員（団体）

団体名	代表者氏名	住所又は居所
株式会社〇〇〇〇	〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・
有限会社〇〇〇〇	〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・
〇〇〇の会	〇 〇 〇 〇	・・・・・・・・

- ・ 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- ・ 任意団体の住所又は居所は、代表者の住所又は居所を記載する。
- ・ 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

【様式例】（法第10条第1項第4号関係）

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催された設立総会において確認しました。

設立総会開催日以降の日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

〇 〇 〇 〇

【法第2条第2項第2号の規定】

その行う活動が次のいずれかにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

【法第12条第1項第3号の規定】

次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団
- ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

【様式例】（法第10条第1項第5号関係）

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

21世紀の日本は、世界のどの国も経験したことのない早さで超高齢社会を迎えています。

21世紀の宮崎県で、高齢者が安心して老後を過ごせる地域社会を実現するためには、介護を地域全体で支える仕組みを当事者を中心とした地域住民の参加により作り上げていかなければなりません。

本会は、誰もが気軽に参加できる活動を中心としながら、地域福祉サービス活動を社会的な事業として継続できるよう特定非営利活動法人として設立するものです。

「設立の趣旨」には、以下のことを記載する。

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
- ・ 法人格が必要となった理由

2 申請に至るまでの経過

〇〇〇〇の会は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に任意団体として設立し、現在に至っています。

設立以来、地域福祉に関わる相談窓口的役割を果たせるよう保健・福祉・医療機関及び行政機関との連携を密にした活動を行ってきましたが、今後、さらに、認知症の方のためのグループホームなどの継続的な事業を展開できるよう特定非営利活動法人の設立認証の申請を行うものです。

「申請に至るまでの経過」には、以下のことを記載する。

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまでに取り組んできた具体的活動内容)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会開催日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 ○ ○ ○ ○

【様式例】（法第10条第1項第6号関係）

特定非営利活動法人〇〇〇〇 設立総会議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇時～〇時
- 2 開催場所 〇〇市〇〇番地〇 〇〇会館〇〇号室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席
(うち書面表決者〇人、電磁的方法による表決者〇人、表決委任者〇人)

4 審議事項

- (1) 設立趣旨及び確認書に関する件
- (2) 定款及び設立当初の会費に関する件
- (3) 財産目録に関する件
- (4) 事業計画及び活動予算に関する件
- (5) 役員に関する件
- (6) 設立代表者選任に関する件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、設立者の〇〇〇〇氏が開会の辞を述べた。本日の設立総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇が議長に選任された。

議長より、本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり議事録署名人2名を選任したい旨を諮り、互選により〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を選任した。

(1) 設立趣旨及び確認書に関する件

議長より別紙の設立趣旨書案及び別紙確認書案を配付し、この趣旨のもとで特定非営利活動法人〇〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、異議なく可決された。

(2) 定款及び設立当初の会費に関する件

議長より別紙の定款案を配付し、逐条審議したところ原案どおり異議なく可決された。また、設立当初の会費について、定款附則に記載のとおり正会員・賛助会員の個人は〇〇円、団体は〇〇円と提示があり、全員異議なく原案どおり可決された。

(3) 財産目録に関する件

議長より別紙の財産目録を配付し、この構成について異議なく可決された。

(4) 事業計画及び活動予算に関する件

議長より設立初年度、次年度の事業計画書案及び活動予算書案を配付し、詳細に検討したところ異議なく原案どおり可決された。

(5) 役員に関する件

議長より設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、定款附則のとおり理事、監事を決定した。

(6) 設立代表者選任に関する件

議長より宮崎県に対する設立認証申請書等、この法人の設立に関し執行する設立代表者の選任を諮ったところ、〇〇〇〇氏を設立代表者として選任することになり、全員異議なくこれに賛成し決定した。

また、議長より宮崎県に対する設立認証申請に伴い、申請書類に記載されている字句をその本旨に反しない程度に修正することについては設立代表者に委任する旨諮ったところ、満場一致で承認された。

以上をもって議長は設立総会の議案全部の審議を終了した旨を述べ、〇時閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名(※)する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会開催日以降

議長 ○ ○ ○ ○
議事録署名人 ○ ○ ○ ○
同 ○ ○ ○ ○

※定款で「署名」と定めている場合。
署名(自筆)

【様式例】（法第10条第1項第7号関係）

令和〇〇年度事業計画書

（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）

設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
設立当初の事業年度分は「法人成立の日から」とする。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業活動方針

本法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度においては認知症の方のためのグループホーム事業の必要性についての啓発を重点的に行い、併せて高齢者のためのふれあい・いきいきサロン事業を行う。

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

① 福祉・保健に関する調査・研究事業

ア 公的介護保険制度導入に伴うサービス選択可能性調査

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月～〇月
- ・ 調査対象 老健施設入所者又はその家族
- ・ 調査内容

イ 認知症の方のためのグループホームの施設内試行調査

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月～〇月
- ・ 調査対象
- ・ 調査内容

② 福祉・保健に関する広報・啓発事業

ア 映画上映会・シンポジウムの開催

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月
- ・ 実施内容 認知症のことを考える映画「. . . .」の上映

県外実践者によるシンポジウム「私のまちのグループホーム」

③ 高齢者のためのふれあい・いきいきサロン事業

ア ふれあい茶会（毎週○曜）

外出の機会の少なくなった方をお誘いする茶会

イ いきいき料理教室（毎週○曜）

配食サービスの好評メニューを会員がアレンジして料理

④ その他

.....

(2) その他の事業

①

②

「その他の事業」を行う場合のみ記載する。
定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、
設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合
は、「実施予定なし」と記載する。

【様式例】（法第10条第1項第8号関係「設立当初の事業年度の活動予算書」）

令和〇〇年度 活動予算書

(法人成立の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目		金 額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	×××	
	賛助会員受取会費	×××	
	×××	×××
2	受取寄附金		
	受取寄附金	×××	
	施設等受入評価益	×××	
	×××	×××
3	受取助成金等		
	受取民間助成金	×××	
	×××	×××
4	事業収益		
	〇〇事業収益		×××
5	その他収益		
	受取利息	×××	
	雑収益	×××	
	×××	×××
	経常収益計		×××
II	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費		
	給料手当	×××	
	法定福利費	×××	
	退職給付費用	×××	
	福利厚生費	×××	
	×××	
	人件費計	×××	
(2)	その他経費		
	会議費	×××	
	旅費交通費	×××	
	施設等評価費用	×××	
	減価償却費	×××	
	支払利息	×××	
	×××	
	その他経費計	×××	
	事業費計		×××

2 管理費	人件費とその他経費 に分けた上で、支出 の形態別に内訳記載			
(1) 人件費				
役員報酬		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....		×××		
人件費計		×××		
(2) その他経費				
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....		×××		
その他経費計		×××		
管理費計			×××	
経常費用計				×××
当期経常増減額				×××
Ⅲ 経常外収益				
1 固定資産売却益			×××	
.....			×××	
経常外収益計				×××
Ⅳ 経常外費用				
1 過年度損益修正損			×××	
.....			×××	
経常外費用計				×××
当期正味財産増減額	次期事業年度活動予算書 の「前期繰越正味財産額 」と金額一致			×××
設立時正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

※ 当該年度は、その他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人は
この脚注は不要。

重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

【様式例】（法第10条第1項第8号関係「翌事業年度の活動予算書」）

令和〇〇年度 活動予算書

（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）

特定非営利活動法人〇〇〇〇

（単位：円）

科 目		金 額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	×××	
	賛助会員受取会費	×××	
	・・・・・・・・	×××	×××
2	受取寄附金		
	受取寄附金	×××	
	施設等受入評価益	×××	
	・・・・・・・・	×××	×××
3	受取助成金等		
	受取民間助成金	×××	
	・・・・・・・・	×××	×××
4	事業収益		
	〇〇事業収益		×××
5	その他収益		
	受取利息	×××	
	雑収益	×××	
	・・・・・・・・	×××	×××
	経常収益計		×××
II	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費		
	給料手当	×××	
	法定福利費	×××	
	退職給付費用	×××	
	福利厚生費	×××	
	・・・・・・・・	×××	
	人件費計	×××	
(2)	その他経費		
	会議費	×××	
	旅費交通費	×××	
	施設等評価費用	×××	
	減価償却費	×××	
	支払利息	×××	
	・・・・・・・・	×××	
	その他経費計	×××	
	事業費計		×××

2 管理費	人件費とその他経費 に分けた上で、支出 の形態別に内訳記載			
(1) 人件費				
役員報酬		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....		×××		
人件費計		×××		
(2) その他経費				
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....		×××		
その他経費計		×××		
管理費計			×××	
経常費用計				×××
当期経常増減額				×××
Ⅲ 経常外収益				
1 固定資産売却益			×××	
.....			×××	
経常外収益計				×××
Ⅳ 経常外費用				
1 過年度損益修正損			×××	
.....			×××	
経常外費用計				×××
当期正味財産増減額	当初の事業年度の活動予算書 の「次期繰越正味財産額」と 金額一致			×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

※ 当該年度は、その他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人は
この脚注は不要。

重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

【記載例】

様式第1号の2（第4条関係）

補 正 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 〇 〇 〇 〇 殿

設立認証申請書と一致させる

住所若しくは居所又は

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏名又は名称及び代表者の氏名 〇 〇 〇 〇

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する第10条第4項）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後と申請段階の対照表は、次のように作成する

補正後	申請段階
第〇条 〇〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 補正の理由

（備考）

- 1 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

【記載例】

様式第2号（第5条関係）

登記完了届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

当法人の設立（合併）の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（第39条第2項において準用する第13条第2項）の規定により届け出ます。

【様式例】（法第14条関係）

登記事項証明書に記載してある
法人設立の年月日を記載

設立時の財産目録

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目		金 額	
I	資産の部		
1	流動資産		
	現金預金		
	手元現金	×××	
	××銀行普通預金	×××	
	未収金		
	××事業未収金	×××	
	・	×××	
	流動資産合計		×××
2	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	什器備品		
	パソコン1台	×××	
	応接セット	×××	
	・	×××	
	歴史的資料	×××	
	・	×××	
	有形固定資産計	×××	
(2)	無形固定資産		
	ソフトウェア	×××	
	財務ソフト	×××	
	・	×××	
	無形固定資産計	×××	
(3)	投資その他の資産		
	敷金	×××	
	〇〇特定資産	×××	
	××銀行定期預金	×××	
	・	×××	
	投資その他の資産計	×××	
	固定資産合計		×××
	資産合計		×××
II	負債の部		
1	流動負債		
	未払金		
	事務用品購入代	×××	
	・	×××	
	預り金		
	源泉所得税預り金	×××	
	・	×××	
	・	×××	
	流動負債合計		×××
2	固定負債		
	長期借入金		
	××銀行借入金	×××	
	・	×××	
	・	×××	
	固定負債合計		×××
	負債合計		×××
	正味財産		×××

口座番号の
記載は不要

金銭評価ができない資産
については「評価せず」
として記載できる

評価せず

正味財産＝資産合計－負債合計

